

食品表示について

今回は、現在の「食品表示」に関する制度の概略をご紹介します。

食品に関する情報を表示する事＝**消費者の安心・安全**につながると考え、
弊社も【食品の検査】を行うという業務より、**食の安心・安全**をサポートしてまいります。

食品表示に関する法律(消費者庁食品表示課が担当)

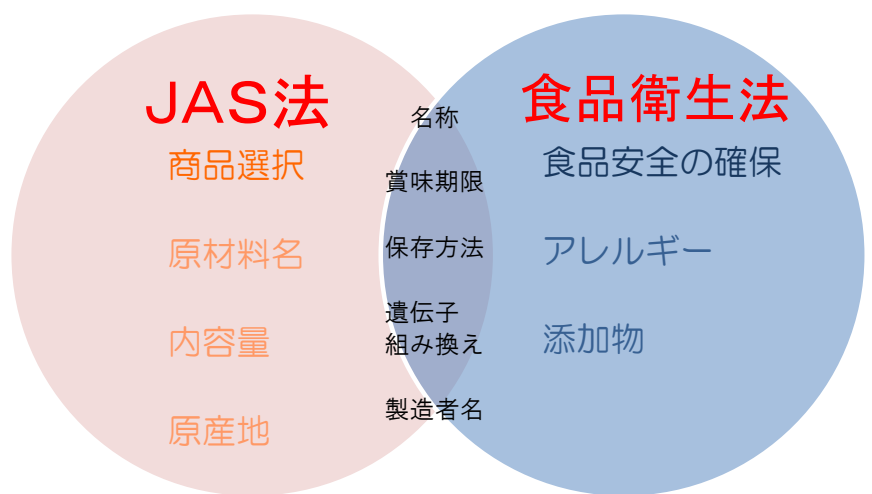
- 食品衛生法 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、国民の健康の保護を図る。
- J A S 法 (飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られたことを保証する) J A S 制度
+ (原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける) 品質表示基準制度
- 健康増進法 国民の栄養の改善など国民の健康増進を図り、保健の向上を図る。

実際の食品表示例

名称	スナック菓子
原材料名	ポテトフレーク、植物油、食塩、砂糖、香辛料、酵母エキスパウダー、チーズパウダー、調味料(アミノ酸等)、香料、乳化剤、酸味料、甘味料
内容量	50 g
賞味期限	箱の底面に記載。
保存方法	直射日光及び高温多湿の場所をさけて保存してください。
製造者	◎△製菓 20 (製造所固有番号)

栄養成分表 1 パック (50g) 当たり			
エネルギー	266 kcal	ナトリウム	295mg
たんぱく質	3.3 g	食塩相当量	0.7g
脂質	15.5 g		
炭水化物	28.3 g		

J A S 法、食品衛生法及び健康増進法の関係図



健康増進法(栄養表示、特別用途表示)

弊社で承っている栄養成分の分析に関しまして、ご案内いたします。

表示すべき成分事項の含有量を、主に2種類のセット項目として扱っております。

成分分析 Aセット

水分
灰分
蛋白質
脂質
炭水化物
エネルギー
ナトリウム

ご提出いただく検体量は、
100 g 以上
必要となります。

成分分析 Bセット

水分
灰分
蛋白質
脂質
糖質
エネルギー
食物繊維
ナトリウム

数種類の組み合わせ検査や、上記以外の項目につきましても
承っております。どうぞご相談下さい。

株式会社 **九州保健ラボラトリー**
Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoko.co.jp/>